

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年五月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年五月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

路線名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	秩父郡小鹿野町下小鹿野字小鹿原道 下九三七番二地先から同郡同町長留 字山ノ神三〇三番一地先まで
供用開始の期日	令和五年五月十六日
備考	令和五年五月十六日 付け埼玉県秩父県土 整備事務所長告示第 十一号で告示した道 路予定区域の供用開 始である。延長五 三・六〇メートル